

英語による医師・看護師試験の実施、 海外の医師による遠隔診療の実施

大阪府・大阪市



規制改革事項について

※本研究会議は、夢洲に医療機関を整備すると仮定した場合の望ましい国際医療のあり方について、専門家である委員からご意見をいただいたものであり、医療機関の細かな要件を定めるものではない。

■ 規制改革項目について

①外国人医師・看護師の参画

■ 国への提案内容（令和3年10月時点）

外国人にとって高いハードルとなっている日本語での受験義務を課さず**英語での受験を認める**ことで、外国人医師・看護師の活躍の場を拡大

■ 現行制度

医師国家試験の場合、外国において医学部を卒業した人、外国で医師免許を取得した人が日本で医師国家試験を受験するためには、受験資格の認定を受ける必要がある。

書類審査（日本語能力試験N1等が要件）

日本語診療能力調査

受験資格認定

医師国家試験受験（日本語）

■ これまでの議論を踏まえた規制改革提案

- ・ 夢洲に医療機関を設置する場合、**外国人医師、看護師も参画を可能とする**
- ・ 外国人医師等の確保の手法としては、**当面は二国間協定を活用**するが、国際医療貢献の推進のためにも**医師国家試験等の国際化**を求める。

（英語による医師国家試験の実施）

- ・ 受験に必要な日本語能力については、関係者間でコミュニケーションをとるために必要なレベルの日本語能力で可とする
（**日本語能力試験N2相当、日本語診療能力調査を不要に**）



外国人医師・看護師
（英語で受験し、日本の医師・看護師免許を取得）

患者



勤務場所は海外、国内のいずれも可能

- ・ 大阪の場合、夢洲の医療機関限定
- ・ 海外の場合、夢洲の医療機関の非常勤勤務医としての契約を結ぶ（海外からのオンライン診療）

■ 規制改革項目について

② 海外とのオンライン診療

■ 国への提案内容（令和3年10月時点）

国内にいる患者が、オンラインで海外の医師による診療を受けることを可能にする。

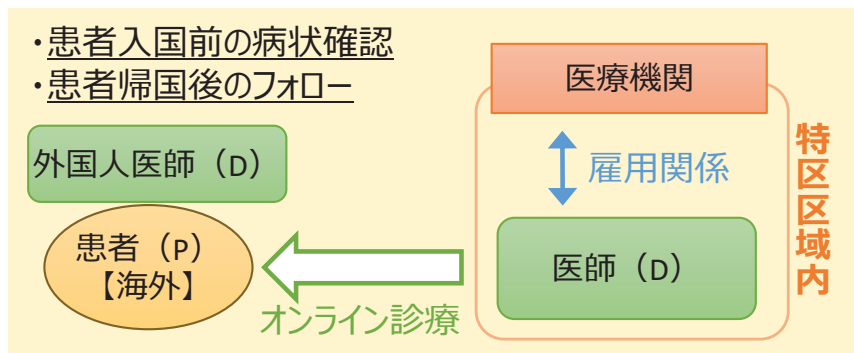
■ 現行制度

- ・現在の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」では、オンライン診療は医師と患者がともに国内にいることを前提としている
- ・同指針に関するQ&A〔H30.12(R4.1改訂)〕では、国内に所在する日本の医療機関の医師が、国外に所在する患者にオンライン診療やオンライン受診勧奨を実施する場合にも「指針」は適用されるかについて言及されている

A18

国外に所在する患者に対するオンライン診療やオンライン受診勧奨についても、診療行為は国内で実施されており医師法、医療法や本指針が適用される。実施に当たっては、患者の所在する国における医事に関する法令等も併せて遵守する必要。

〈現行制度で可能なオンライン診療の例〉



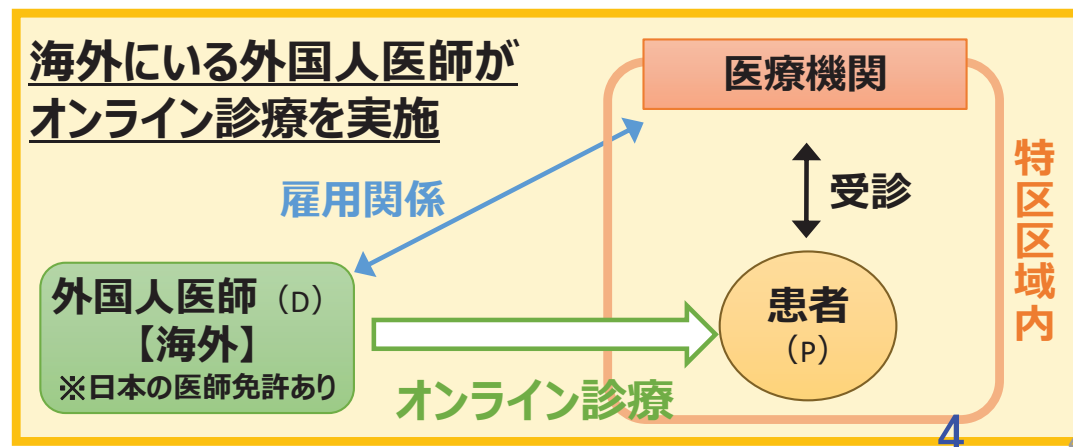
■ これまでの議論を踏まえた規制改革提案


- ・夢洲の医療機関の患者が、オンラインで海外の外国人医師による診療を受けることを可能にする
- ・そのため、現行の指針において言及がない海外からのオンライン診療について、その実施要件等の明確化を求める

(明確化の例)

- ・海外に所在する外国人医師による、特区区域内の医療機関を受診する患者に対するオンライン診療等については、診療行為は海外で実施されており、外国人医師の所在する国における医事に関する法令等が適用される。
- ・国内の医事関係法令の遵守及び患者の安全確保の観点から、上記外国人医師については、特区区域内の医療機関との雇用関係を求めることとし、日本の医師免許を取得していることを条件とする。

〈今回規制改革を求めるオンライン診療〉





(参考) 夢洲における国際医療のあり方研究会議について

■ 研究会議について

開催目的

区域計画の案及び全体計画の検討にあたり、万博終了後の夢洲において、万博レガシーを活かし、**外国人患者が安心・安全に診療を受けられる医療環境の整備**について、**医療機関設置の可能性**を含め、必要となる**基本的考え方**について検討するため、研究会議を開催し専門家の意見を聴取する。

委員

- ・ 遠山 正彌 大阪府立病院機構理事長（座長）
- ・ 澤 芳樹 大阪警察病院院長
- ・ 西田 幸二 大阪大学大学院医学系研究科教授
- ・ 森下 竜一 大阪大学大学院医学系研究科寄附講座教授
- ・ 南谷 かおり りんくう総合医療センター健康管理センター長兼国際診療科部長
- ・ 北川 透 医療法人協和会理事長

開催実績

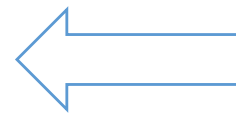
	日 時	主な論点
①	令和4年7月1日（金） 13時～14時30分	サービスの対象、ゲートウェイ機能の考え方、規制改革項目（外国人医師等の参画、オンライン診療、海外承認・国内未承認薬）
②	令和4年9月2日（金） 15時～17時	ゲートウェイ機能の考え方、リハビリ機能のあり方、治療機能のあり方、ビジネスモデルの考え方、規制改革項目

■ 夢洲における国際医療の意義（研究会議意見）

- 来阪外国人旅行者は、コロナ禍前までの7年間で約5倍に増加
- 国及び府では、外国人への適切な医療等の確保に向けた対策を推進

夢洲の重要性

- ・万博をきっかけとした賑わい創出
- ・訪日外国人の集客拠点形成



国際医療貢献
の視点

夢洲において、府内医療機関へつなぐゲートウェイ機能を整備



国籍や場所を問わず、先端国際医療サービスを日常的に
享受することができる環境の整備

■ 夢洲における国際医療のあり方の方向性（研究会議意見）

本研究会議では、これまで2回の意見交換を行い、万博終了後の夢洲において万博レガシーを活かし、外国人患者が安心・安全に診療を受けられる医療環境の整備について、医療機関設置の可能性を含め、必要となる基本的な考え方について検討してきた。

《医療機能について》

必要な医療機能としては、**国際医療貢献**の視点から、**ゲートウェイ機能を持つハブとしての役割**※をベースに、**付加機能としてドック機能やリハビリ機能等を視野に、事業採算性等も踏まえ検討していくべき。**

※手厚い検査と的確な診断を行ったうえで、府内の先端的な医療機関等に患者をつなぐもの。

なお、当該医療機関では、入院を伴わない程度の治療、ホテルとの連携等を基本とする。


《規制改革事項について》

外国人医師等の参画については、web参加も含め参画を可能とし、外国人医師等の確保の手法としては、当面は**二国間協定**により外国人医師の雇用を行うが、**国際医療貢献の推進**のためにも**医師国家試験などの国際化**を求める。

海外とのオンライン診療については、海外からの患者の入国前から帰国後の各段階で、外国の医師がオンラインで参画できるよう、**国のガイドラインの明確化**などを求める。

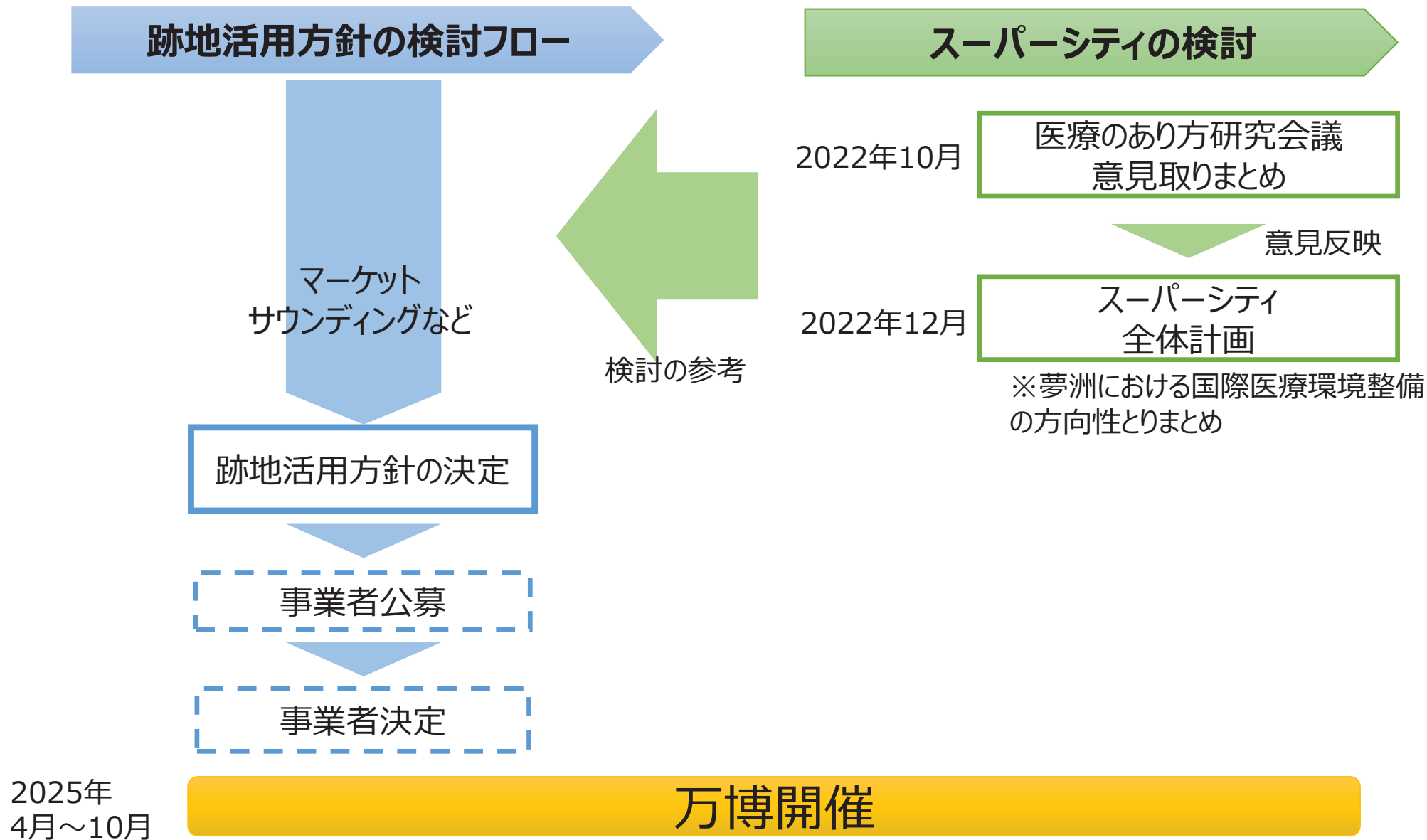
海外承認・国内未承認薬の使用については、慎重な対応が必要であるが、例えば**医療水準の高い国において承認された医薬品**であれば、一定の安全性に関するエビデンスは保証されていると考えられ、**認定委員会の承認を条件に、夢洲の医療機関限定で使用を認める**ことを求める。

こうした検討結果を踏まえ、今後、大阪府市において、万博後の夢洲における国際医療のあり方について、スーパーシティの全体計画等の中でしっかりと示していくことを期待する。



(参考) 今後のスケジュール (想定) について

■ 想定フロー



・医療機関の整備については、研究会議の意見等をふまえ、必要な手続きを経て意思決定が行われることとなる。